

第三章 道德原理の抜け穴

法哲学ゼミ 2011/7/7

大西博子 清里一弘 福富奈央

3.0 道德原理とは

世界内で起きる事柄の評価基準（世界の「外」に存在）

道德的信念・態度・行為の傾向性等の統合体（世界の「中」に存在）

道德的コードの社会的影響を評価する

コードが反生産的であると評価できる場合

（反生産的 = コード自身の趣旨・目的と反する行為の誘因を与えること）

ある道德原理が望ましくない行為に向かう誘因を与えるという事実は、この道德原理を改訂する少なくとも一定程度の理由になりうるのか？

著者はなりうると考える

注意書き

1. 望ましくない行為への誘因を与えるコードであっても、それがすぐ反生産的だとはいえない
2. ある社会に広まっているコードの影響は、社会及び個人の生活文脈に一定程度依存する
3. 道德原理がもたらす影響だけが道德的思考とは限らない

3.1 誘因

具体的誘因...現実に行動・存在する具体的主体にコードを与える行為の理由

理念的誘因...コードが「望んだり」「意図したり」する奨励・禁止

- 遵守誘因：コードが要請あるいは示唆していることを実行する動機づけ
- 報酬誘因：コードの要求に背かない範囲での自己利益による動機づけ

1. もし我々の道德原理がそれ自身にとって望ましくない理念的誘因を提供するとしたら、我々はその道德原理を改訂する理由を手にしたことになるのか？ 理念的な問い

2. もし我々の道德原理がそれ自身にとって望ましくない具体的誘因を提供するとしたら、我々はその道德原理を改訂する理由を手にしたことになるのか？ 具体的な問い

3.2 抜け穴

望ましくない理念的誘因の存在 = 構造的欠陥（抜け穴）

コードと行為の望ましくなさの繋がりが強固であることが要求される

- 問題となる誘因が理念的誘因 コードが主体を望ましくない行為へ導く
- コードが促す行為はそれ自体が望ましくないものである

抜け穴の問題はつまるところ、コードが全体的に見て望ましくない結果を本質的に目的とする行為へと主体を導くようなケースへと限定されるのである。（p.135 l.l.7-9）

3.3 社会的諸装置

社会的諸装置...自己に関係のある者に対しては特別な権利義務を負うように定め、それにより生じる規範的な期待により成員を結びつけるもの。

成員として特別な関係にある者の利益のために部外者を傷つけることを肯定する考え

～ケース1：改装されたアパート（社会装置の道徳的抜け穴の説明）～

アパートの賃料を2倍にして改築し、利益を得たい家主。

年輩の住人は住む場所に困り離散・家主は最大の喜びである近所付き合いを失う。

倫理コードEの理論的根拠：

家主による利益追求のための意図的な取り壊しから住人（特別な関係者）を守ること

E ———— A2（家主自身の手による改築禁止）を要請
 A1（家主・弁護士ともに改築を禁止）を要請しない

B（家主の利益のために弁護士が改築に着手するようにすること）が許容される
弁護士の役目は、住人と家主の特別な関係の考慮ではなく、家主の利益最大化。

結果：家主は弁護士を雇い、弁護士は賃料を上げ改築を行った。

倫理コードEは、家主の責任を軽減させつつ（＝不当行為を行わせずして）改築に導く。このような誘因はコードEの抜け穴・無効化。

～ケース2：南アフリカ白人のホームランド政策～

低賃金で黒人を働かせて裕福な生活をしている白人は、

本来正義の構想Jに整合するよう黒人との経済的諸関係を改善すべきである。

正義の構想J：

所与の危害 - 利益関係を正義化(justify)する目的

しかし、正義は国境を越えることができないという特性がある。

結果：白人は黒人に黒人だけの国を与えるという正義整合的行為を行うことにより、実際には正義の構想Jが要求する白人の最小限の責任（黒人の不利な地位向上）を回避していた。

筆者の主張：

倫理や正義のコードは、特別な結びつき等を理由に基本的正義や一般良識という最小基準を意図的に掘り返すものであってはならない。

道徳的に端的に排除されるべき損害を生む。

3.7

『道徳原理はごまかしの変化に反応してはならない』

社会的装置がもたらす
道徳的効力の取消し

事実としてその社会的装置の創設が有害な誘因によって動機づけられていた場合のみ

本質的に望ましくない理念的誘因に対する大幅な修正

うわべの差異に対してコードが反応してしまうことを根絶するものであるべき。うわべの変更によって、反応を不正利用する機会のみを根絶するだけの修正ではない。

ケース1 なぜ住人のための最小限の道徳的配慮義務が、その建物を弁護士が所有者の利益に基づいて管理するか、所有者自身が管理するかによって変わるのか。

ケース2 なぜ経済秩序の基本的正義の問題として満たすべき基準が国境によって違ってくるのか。

3.8

ケース1

不当行為なしに改築を可能にするために弁護士を雇ったという場合
全く悪意のない動機から弁護士を雇ったという場合

住人を犠牲にした追加利益を得る**道徳上の資格**が家主にはないのはどちらも同じである。
どちらの場合でも改築は不当行為であると結論づけるべき。

国家間正義の事例

各国の市民は自分の好きなリーダーを選ぶ資格があり、選んだリーダーには外国人に多少の犠牲が及ぼうとも一般市民と国家の利益を保護・促進する体制を期待する。

そこでは、根源的不平等により生み出され、強化される交渉の極端な**国家間不平等**が存在していることに**思い悩むことはない。**

それが**国家の中で生じる場合には**そうした不平等が**不正義である**と考える。

筆者の論難1 極端な不平等に基づく経済的相互関係は、道徳的意義の欠如した国境を創設してもそれ以前と同じく不正義と考えられる。

筆者の論難2 第一世界と第三世界の間で現に存在している経済関係の道徳的評価は、かつて植民地を主権国家に移行させた人々の動機次第では変わりはない。

3.9

筆者の提案：一般的良識と基本的正義の問題に関しては社会的諸装置の道徳的重要性を完全に否定することで、社会的諸装置の設置や参加へ向かう本質的に望ましくない理念的誘因を回避すべき

反例

有権者利益のために大統領が非武装市民の人口密集地の空爆を命令する場合

個々の米兵が自らの危険や損失を軽減するために非武装市民の死を引き起こす場合

得られる利益と危害との相関関係は全く同じだが、国の戦争関与は正当だと認められる。

戦争での犠牲が、米国人がこの決定を個人的にしたのかそれとも権限を与えられた代表を通じてだったのかによって左右されるのはおかしい。

3.10

国境の介在のおかげで、他国民に対して課される道徳的要請が、同国人に対して課される最小限の道徳的要請を下回っていると信じることは気楽なことである。

第三章では「我々の独りよがりの自己満足を説明すること」に寄与する。

第三世界の人々との政治的・経済的関係において享受する甚大な有利性に我々が気楽でいることができるのは疑問である。

〔論点1〕

本章でポグは、「ある社会的装置の一員となると、他の成員のために成員ではない他者に対してある程度の危害を加えても許される」という倫理的コードに対して異議を唱えている。

では、弁護士が被告を助ける(量刑を減らす)ために、被害者の過去や性行について法的根拠のない誇張表現等を用いることは、倫理的に容認されるのか。

【事案】

風俗嬢であるA子さんは、帰宅時にお店の常連客B男と出会い、「家まで送ってあげる」と言われ、常連客であるB男に対して強く断れず、車に乗った。しばらくして自宅に向かう道と違うことに気付いたA子はそのことを指摘したが、B男は言葉たくみにかわして、A子をB男宅に連れ込み強姦した。

後日A子はB男を訴えた。

B男の弁護士は法廷で

「A子は、男性と肉体関係を持つことを好んで風俗嬢という職についている。また、抵抗もせずB男宅までついてきた事からしても、A子にもその気があったはずだ。それにも関わらず、B男の行為を強姦であると訴えて、慰謝料を取ろうとするA子には悪意がある。」

と主張した。

【ポイント】

- ・ 弁護士 依頼人の社会的装置が弁護士の行為を正当化しうるかどうか。

〔論点2〕

X国にはA族とB族という二つの民族が住んでいた。A族には豊かな人が多く、B族には貧しい人が多かったが、X国には社会保障制度があり、貧しいB族の人々も最低限の生活は保障されていた。

A族とB族の間には宗教上の対立があり、やがて2つの民族は合意の基にX国の真ん中に国境を引き、A国、B国という二つの独立した国家を作ることとなった。

豊かな民族であったA人の国は、独立後も経済を発展させ、豊かな生活を送ることができたが、もともと貧しい民族であったB族の国では、経済基盤も弱く、貧困者が後を絶得ない状況となっていた。X国という一国の中では、社会保障制度を介してA人は義務的にB人を助けるという仕組みをとっていたが、A国は「独立した今、A国にB国を援助する義務はない」とし、B国に援助をしなかった。

国境を介し、それぞれ独立した国家になったことで、A人がB人に対して負う援助の義務はなくなると考えるべきか。

論点1まとめ

容認される 2人 3人

- ・ 依頼人の保護という目的のためであれば、多少の侵害は許容されても良いのではないか。
- ・ 解釈可能な選択肢の一つを提供することは当然。

容認されない 10人 9人

- ・ B男本人が言って許されないのであれば、当然に許されないだろう。
- ・ たとえ職務であっても、相手の人格を傷付けてはならない。
- ・

少し論点が不明確になってしまった。どちらの意見を採るかは、ポグゲの主張を受け入れるかどうかの違いだけだったように思う。

論点2まとめ

当初の論点より、選択肢を細かくしました。

A国はB国を独立前と同等の援助の義務を負うべき

第三国C国よりも重い援助の義務を負うが、独立前に負っていた義務よりは軽い

第三国C国と同程度の援助の義務だけB国に対しても負うべき

の立場は0人

の立場は2人

- ・ B国はA属との宗教対立により分離独立。A国は自国の平穏を確保するためにB国を援助

する。

批判：A国の平穏が必ず害されるのかもわからないし、それは義務の根拠付けになっているのか。

・歴史的な背景より、今A国が豊かな理由が（当時X国の）B族の存在に関わるのなら、B国に対して第三国より、より重い義務を認める。

の立場は10人

・A国には、特別な義務はない。特別な義務は国境内にある。

・A族とB族が合意したのだから、B族は独立後の自国の経済基盤について考えた上で当然合意しているはずでは。そうなるとA国は特別B国に対して援助する義務は負わない。

・合意は、義務がないことの正当な根拠とは言えない。というのも、国の合意とは合意の意思表示のできる一部の人間の意思に過ぎないから。しかし今回は宗教上の対立であって、B族すべての人が独立に納得していたと考えられるので、特別な義務はないと考える。

・X国時代、または現にA国がB族（B国）に危害を加えていたという事情がないのなら、B国は一国家として第三国と同等に扱われるべき。

今回目指したことは、国境の設置が道徳的抜け穴になっていることを、みんなはどう考えるかを聞き出すことでした。

結論として、特別な義務は国境内で存在するが、植民地化等の歴史的背景によっては独立した国に対しても特別な義務は生じるということでした。